



益 田 市

令和 2 年 11 月 17 日
報 道 発 表 資 料

担当課名	総務部人事課
担当者名	塩満正人
電話番号	0856-31-0131
FAX 番号	0856-23-5001
E-mail	jinji@city.masuda.lg.jp

職員の処分について

令和 2 年 9 月 2 日に酒気帯び運転により検挙された職員について、本日付けで処分を行いましたので、その概要を公表します。

記

- 1 処分の概要
別紙のとおり

- 2 市長コメント

本市職員が酒気帯び運転という不祥事を起こし、市民の皆様にご迷惑をおかけしたことに對しまして、深くお詫び申し上げます。

この度の行為は、平素から飲酒運転の撲滅に向けて取り組んでおられる市民の皆様の悲願を裏切る行為であり、それを主導していくべき公務員が起こしたことについて、大変遺憾であり、重く受け止めております。

本日、当該職員には厳しい処分を持って反省を促したところでありますが、今後、二度と同じ過ちが起きないように、また皆様方からの信頼を回復できるよう、職員一人一人が全体の奉仕者として常に細心の注意を払い、自覚して行動することを徹底して参ります。

【報道発表資料】

令和2年11月17日

総務部人事課

職員の懲戒処分について

1 所属名 政策企画局人口拡大課

2 職名 会計年度任用職員

3 年齢 57歳

4 非違行為の概要

令和2年9月2日水曜日午後9時2分頃、自宅で飲酒後に自家用車を運転し、益田市高津六丁目15番33号付近において警察の職務質問を受け、アルコール検査により、基準値を超える数値が検出された。

5 処分内容 停職4月14日（6月相当）

（処分は停職6月に相当するが、任用期間が令和2年度末までのため、その満了日までを停職期間としたもの）

6 処分年月日 令和2年11月17日

7 関連する管理監督者の処分

政策企画局長 管理責任 口頭注意

政策企画局人口拡大課長 管理責任 口頭注意

8 根拠法令 地方公務員法第29条第1項第3号「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行（信用失墜行為）」